

公的分野における連携ICカードの運用指針

平成13年12月25日

公的分野における
ICカードの普及に
関する関係府省連
絡会議申し合せ

行政機関が発行するICカードに関しては、国民等の利便性の向上、行政コストの低減を図るため、原則として一枚化が可能となるよう仕様を共通化することが重要な課題であり、当連絡会議においては本年7月27日にその旨を基本原則として定めたところである。

さらに当該 IC カードを具体化するためには、この原則に基づき、カードの発行方法や費用分担のあり方を明確化することが必要であることから、かかる課題について、以下のとおり取りまとめ、公的分野における連携 IC カードの運用指針として申し合わせ、関係府省において所管の法令との整合性を保ちつつ、連携 IC カードの運用に向けた取り組みを行うこととする。

なお、カードシステムの技術仕様については、引き続き検討を進める。

1. 連携 IC カードの発行

(1) 連携 IC カードの仕様等

行政機関は、原則として、本指針(別添「連携 IC カード券面表記(イメージ)」を含む)及び別に定める技術仕様に基づき、公的連携ICカード(以下、「連携ICカード」という。)を発行するものとする。例外は、運転免許証等国際的な検討の対象となっているもの、安全保障上の理由から特段の配慮が必要なもの及び公企業の発行するもの等とする

連携 IC カードの発行費用は、原則として連携 IC カード発行者が負担するものとする。

(2) 連携 IC カードの管理

発行されたカードの所有権は発行者に帰属し、各発行者においてカード管理

上所要の措置を講ずるものとする。この場合、下記(3)①に基づき、通知を受けた連携アプリケーション名についての管理も含むものとする。

(3) 連携アプリケーションの搭載

① カード発行者等の責務

連携 IC カード発行者は、他に法令に特段の規定がある場合を除き、連携 IC カード保有者の申し出に基づいて連携 IC カードのメモリの空き領域にカード発行者以外の行政機関が行う行政サービスのためのアプリケーション(以下、連携アプリケーションという。)を搭載できるようにしなければならない。

この場合、連携アプリケーションを連携 IC カードに搭載しようとする行政機関は、その旨、連携 IC カード発行者に通知するものとする。

② 個人認証アプリケーションの取扱い

個人認証を必要とする場合であって、連携 IC カード発行者によって個人認証アプリケーションが搭載されていない場合には、連携アプリケーションのほか個人認証アプリケーションを搭載することができる。ただし、当該個人認証アプリケーションは他の連携アプリケーションからの利用も可能としなければならない。

③ 連携アプリケーションの搭載費用

連携アプリケーションの搭載については、連携 IC カードの発行者と連携アプリケーションの搭載者との間における特段の取り決めがある場合を除き、無償で行うものとする。

(4) その他のアプリケーション

連携 IC カード発行者は、カードシステムのセキュリティを維持すること等を確認の上、連携アプリケーション以外のアプリケーションを搭載することができるものとする。

(5) 手数料

連携 IC カードが行政機関の業務の効率化に資することを踏まえつつ、連携 IC カードの発行者及び連携アプリケーションの搭載者は、法令上の定めに従い、連携 IC カード保有者から所要の手数料を徴収できるものとする。

2. 連携 IC カードの再発行

連携 IC カードをカードの発行者が再発行する場合、連携アプリケーションの再

搭載については、それぞれの連携アプリケーションを搭載した行政機関において行うものとする。ただし、個人情報保護に十分配慮しつつ、ワンストップで全てのアプリケーションの再搭載が可能となるよう、技術的及び制度的な検討を行う。

再発行に伴う費用及び手数料についても、1. と同様の取扱いを行うものとする。

3. 情報開示

連携ICカードに書き込まれた情報は、秘密鍵情報などカードシステムのセキュリティを損なう情報を除いて、連携 IC カード発行者又は連携アプリケーションの搭載者は、連携 IC カード保有者の申し出に基づいて、それぞれの管理する情報を連携 IC カード保有者本人に開示し、誤りのある際には正しい情報に修正するものとする。

4. セキュリティ

連携ICカードの発行者及び連携アプリケーションの搭載者は、ISO/IEC 15408、ISO/IEC 17799 等を参考に適切な情報セキュリティに関する措置を講ずるものとする。この場合、国の行政機関については、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成12年7月18日 情報セキュリティ対策推進会議決定)に基づき、所要の措置を講ずるものとする。なお、当然のことながら、個人情報保護の観点から、各アプリケーションは、相互にアクセスを行えず、個別独立に運用される。

5. 類似目的の IC カードへの準用

連携 IC カードと用途・目的が類似する IC カードについては、本指針等を準用し、連携 IC カードとして発行することができるものとする。

6. その他

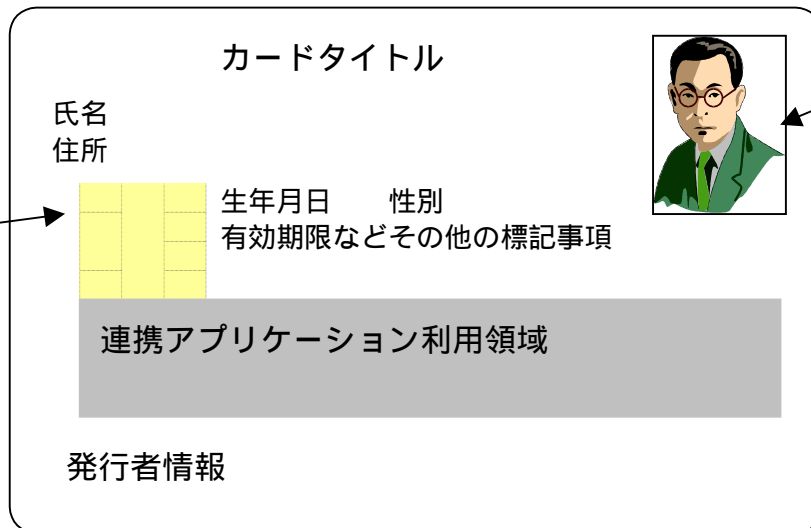
本運用指針に関しての課題等については、公的分野におけるICカードの普及に関する関係府省連絡会議を適宜開催し、対応していくものとする。

連携 IC カードの券面表記(イメージ)

1. カードの表面の領域には、カード及び搭載されたアプリケーションの表題、保有者の氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、カードの有効期限、発行者名、発行日その他の必要な事項の表記を行う。また、連携アプリケーション利用領域を設け、搭載される連携アプリケーションに関し、カード発行者が表記した事項と重複しない必要事項を追記できるものとする。
2. カードの裏面の領域には、連携アプリケーションを含めた追記欄を設けるものとする。
3. いずれの場合においても、複数のアプリケーションが相乗りできるよう、記載は必要最小限度のものに限るものとする。

<表面>

注：ハイブリッドカード、コンビカード等を採用しない場合、接点が不要となることから、当該部分を表記用に使用することを可能とする。



写真等は、発行者の判断、保有者の希望などによりオプションとできる

<裏面>

